

宇都宮市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月 策定

宇都宮市

保健福祉部保健福祉総務課地域共生推進室

目次

1	宇都宮市重層的支援体制整備事業実施計画について	3
(1)	背景と目的	3
(2)	位置づけ	4
(3)	計画期間	4
(4)	計画の管理体制と評価・見直しについて	5
(5)	その他	5
2	宇都宮市重層的支援体制整備事業の基本方針	5
3	本市の重層的支援体制整備事業で実施する事業	6
(1)	包括的な相談支援事業	7
(2)	地域づくりに向けた支援事業	12
(3)	参加支援事業	18
(4)	アウトリーチ	20
(5)	多機関協働事業及び支援プラン	21
4	関係機関間の一体的な連携に関する事項	22
(1)	「重層的支援会議」等について	22
(2)	「ワーキングチーム会議」の開催	22
(3)	各種研修会の開催	25
(4)	本市事業体制（関係機関間の情報連携等）のイメージ	26

1 宇都宮市重層的支援体制整備事業実施計画について

(1) 背景と目的

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、家族形態の変化やライフスタイル・価値観の多様化が進み、意図しない孤立・孤独の状態を招くなど、私たちの生活や地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、このような社会変化は、これまで家族や地域のつながりによって解消することができていた生活課題を顕在化・深刻化させており、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」、「ひきこもり」など、既存分野の取組だけでは対応が難しい状況を招いています。

こうしたことから本市では、個人や世帯が抱える「複雑化・複合化した問題」や「制度の狭間の問題」に対し、これまで各分野において整備してきた支援機関などの取組を活用しながら、行政、関係機関、地域などが連携し、必要とする方に寄り添いながら支援を提供する「重層的支援体制整備事業」を令和5年4月から開始しました。

本市の「重層的支援体制整備事業」は、対応が困難な問題を「どこか1つの機関だけ」で対応するのではなく、関係する機関や団体などがそれぞれの専門性や経験などに基づき「1つのチーム」として本人やその家族などの思いを受け止め、連携・協力しながら支援するものです。

今後とも、本市の「重層的支援体制整備事業」をより効果的な取組としていくため、当該事業の提供体制に関する事項などを取りまとめた「宇都宮市重層的支援体制整備事業実施計画」(以下、「当実施計画」)を策定します。

【国が示す重層的支援体制整備事業の概要】

国においては、令和2年(2020年)6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年(2021年)4月に地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業」が施行されました。

この「重層的支援体制整備事業」は、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

そのため、従来の分野(介護、障害、子ども、生活困窮)ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」(社会福祉法第106条の8、第106条9)として交付するものです。

(2) 位置づけ

当実施計画は、社会福祉法第 106 条の 5 に基づくものです。

また、当実施計画は、「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」の下、本市の保健福祉分野別計画である「高齢者保健福祉計画／介護保険事業計画」や「障がい者福祉プラン／サービス計画」など、関連する計画との整合を図るものとします。

(3) 計画期間

当実施計画は令和 9 年度（2026 年度）までを計画期間とします。

また、令和 10 年度以降は令和 10 年度から開始となる次期地域福祉計画と一体的に策定するものとし、計画期間については次期地域福祉計画と整合を図るものとします。

(4) 計画の管理体制と評価・見直しについて

当実施計画については、保健福祉部保健福祉総務課地域共生推進室が管理するものとします。

当実施計画に計上する各事業については、庁内の所管課がそれぞれの分野の計画のもと、庁内外の関係機関等との連携により効果的に実施し適切に評価するほか、本市の行政評価など、既存の仕組みを有効活用し効率的に行うものとします。

また、当実施計画の計画期間内において法令の改正や社会情勢の大きな変化など、修正や見直しの必要が生じた場合は都度、適切に対応します。

(5) その他

国においては、令和8年2月現在、「地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめ（令和7年5月28日公表）」を踏まえ、重層的支援体制整備事業に関する指標設定の検討（「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」）を進めています。

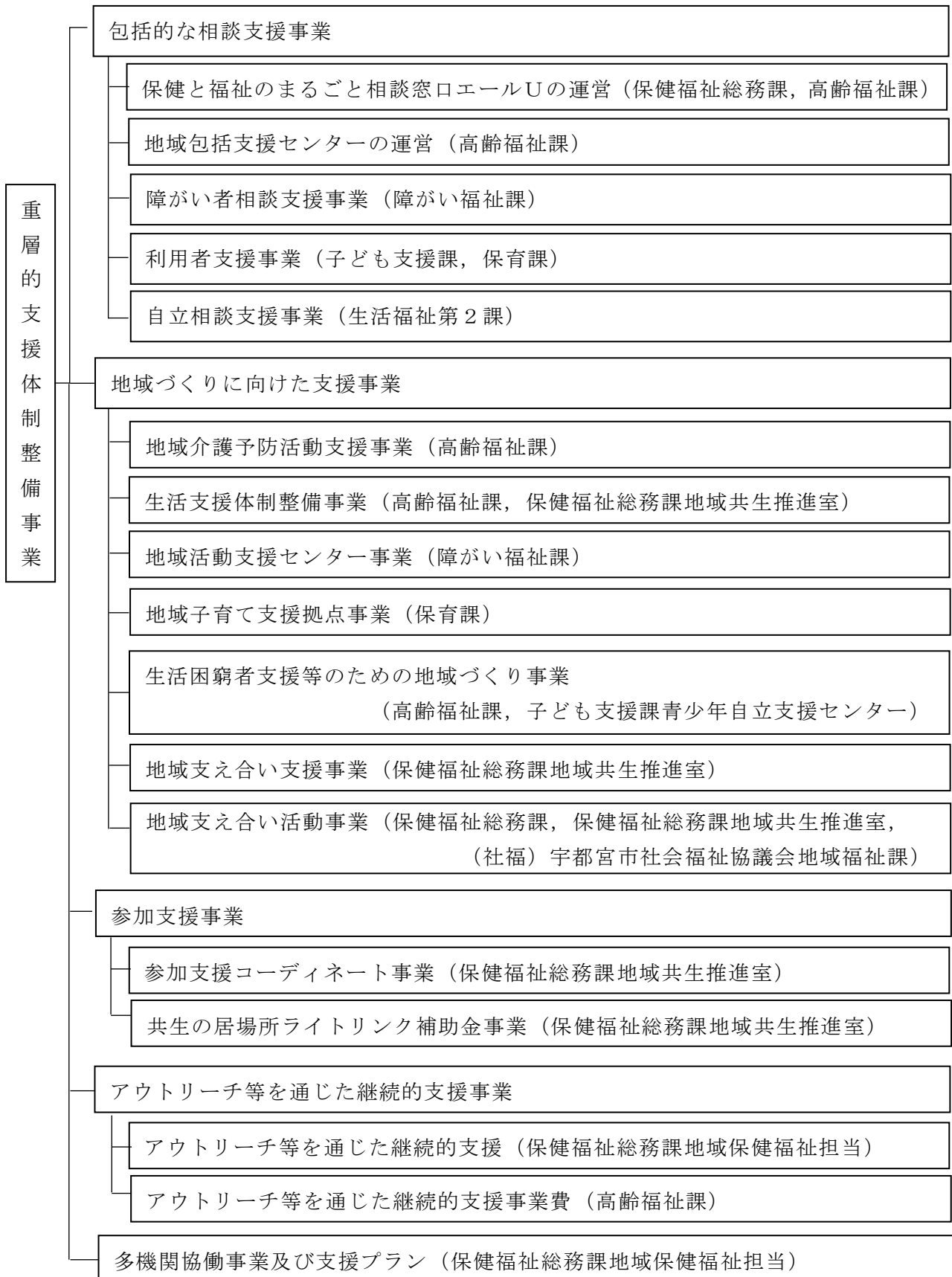
こうしたことから、当実施計画では国の動向を注視し、必要に応じて検討・対応するとともに、掲載する各事業の過年度の実績等を「参考指数」として掲載し、当実施計画の計画期間中（令和9年度まで）の目安とします。

2 宇都宮市重層的支援体制整備事業の基本方針

本市の重層的支援体制整備事業の実施により、社会や地域とのつながりが弱まっている人や世帯が、保健福祉分野のサービス提供を糸口に保健福祉分野以外も含めた多様な分野の連携・協力のもと、様々な相談支援機関や地域のネットワークなどの支援を受けながら、自身が抱える複雑化・複合化した問題の解決・軽減を図り、社会とのつながりの再構築に取り組むことで将来的に社会や地域の中で自立して生活していけるよう、本人や世帯に促していくことを目指します。

3 本市の重層的支援体制整備事業で実施する事業

() 内は所管課



(1) 包括的な相談支援事業

番 号	1
機 能	相談支援
分 野	—（世代，分野を問わない）
事 業 名	保健と福祉のまるごと相談窓口エールUの運営
開 始 年 度	令和5年度～
所 管 課	①保健福祉総務課（地域保健福祉担当） ②高齢福祉課（相談支援グループ）
運 営 形 態	①直営5か所（別表1） ②委託（地域包括支援センター 市内25か所（別表2））
事 業 目 標 及 実 施 体 制	保健師や社会福祉士などの専門性の高い職員を配置し，世代や分野を問わず，保健と福祉に関する困りごとを包括的に受け止め，様々な支援機関と連携を図りながら必要な支援につなげる。 （開設日時〔①，②とも〕） 月曜日から金曜日（祝休日，年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで
交 付 金 活 用	○（交付要綱3(1)ア）
参 考 指 数	令和6年度の相談受付件数：30,935件 （うち①10,941件，②19,994件〔高齢分野以外748件〕）

番 号	2
機 能	相談支援
分 野	介護
事 業 名	地域包括支援センターの運営
開 始 年 度	平成18年度～
所 管 課	高齢福祉課（相談支援グループ）
運 営 形 態	委託（地域包括支援センター 市内25か所（別表2））
事 業 目 標 及 実 施 体 制	地域支援事業のうち包括的支援事業，その他厚生労働省令で定める事業を実施し，地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより，その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。 （開設日時） 月曜日から金曜日（祝休日，年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで
交 付 金 活 用	○（交付要綱3(1)ア）
参 考 指 数	令和6年度の相談受付件数：19,994件

番号	3
機能	相談支援
分野	障がい
事業名	障がい者相談支援事業
開始年度	平成14年度～
所管課	障がい福祉課（相談支援グループ）
運営形態	①委託：5か所（障がい者生活支援センター（別表3）） ②直営：基幹相談支援センター
事業目標 及び 実施体制	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。 （開設日時） 月曜日から金曜日（祝休日、年末年始を除く） ①委託 ひかり：午前8時30分から午後5時00分まで サポートみゆき、とみや： 午前9時00分から午後6時00分まで クライス：午前8時30分から午後5時30分まで スローライフ：午前8時00分から午後6時00分まで ②直営：午前8時30分から午後5時15分まで
交付金活用	○（交付要綱3(1)イ）
参考指数	令和6年度の相談受付件数：16,297件 （うち①11,730件、②4,567件）

番号	4
機能	相談支援
分野	子ども
事業名	利用者支援事業（こども家庭センター）
開始年度	令和5年度～
所管課	子ども支援課（すこやか親子グループ：母子保健機能） （子ども家庭支援室：児童福祉機能）
運営形態	直営（別表4） こども家庭センター本部 こども家庭センター相談窓口（5か所）
事業目標 及 実施体制	支援が必要な妊産婦や子どもを早期に把握するとともに、妊産婦や子どもの健康相談などを行う「母子保健」と、児童虐待対応などを行う「児童福祉」の双方の観点から、一人ひとりに寄り添った相談支援を行う。 （実施体制） ○こども家庭センター本部 ・こども家庭センター長 ・統括支援員 ・母子保健機能の運営に係る職員（保健師、助産師等） ・児童福祉機能の運営に係る職員（子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員等） ○こども家庭センター相談窓口（5か所） 母子保健機能の運営に係る職員（保健師、助産師等） （開設日時） 月曜日から金曜日（祝休日、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで ※電話相談等の一部事業は土日も実施
交付金活用	○（交付要綱3(1)ウ）
参考指数	令和6年度の相談受付件数：12,179件

番号	5
機能	相談支援
分野	子ども
事業名	利用者支援事業
開始年度	平成 26 年度～
所管課	保育課（企画グループ・管理グループ）
運営形態	直営（7か所） 子育てサロン（中央，石井，西部，竹林，北雀宮， なかよし，ゆずのこ） ※ なかよし，ゆずのこは交付金対象外
事業目標 及 実施体制	地域における子育て家庭に対し，各家庭の状況に応じた，教育・ 保育施設等の入所や子育て支援事業に関する相談・情報提供の 実施など，子育て家庭に対する支援の充実を図る。 （開設日時） ○中央 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・土曜日（祝休日，年末 年始を除く） 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで ○石井，西部，竹林，北雀宮，なかよし，ゆずのこ ・月曜日から金曜日まで（祝休日，年末年始を除く） 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで ・土曜日 午前 9 時 00 分から正午まで ※午後は電話相談のみ
交付金活用	○（交付要綱 3(1)ウ）
参考指数	令和 6 年度の相談件数：375 件

番号	6												
機能	相談支援												
分野	生活困窮												
事業名	自立相談支援事業												
開始年度	平成 26 年度～												
所管課	生活福祉第 2 課（保護第 6 グループ）												
運営形態	委託（〔社福〕宇都宮市社会福祉協議会）												
事業目標 及 実施体制	<p>複合的な課題を抱える生活困窮世帯の早期自立を図るため、自立相談支援機関による相談者の生活状況を踏まえた支援プランを作成し、就労支援や家計改善支援及び住居確保給付金の支給など包括的かつ継続的な相談・支援等を実施することにより、生活困窮者の自立促進を図る。</p> <p>（実施体制）</p> <p>自立相談支援機関を宇都宮市社会福祉協議会に設置し、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、アウトリーチ支援員、住まいの相談支援員を配置</p> <p>（開設日時）</p> <p>月曜日から金曜日（祝休日、年末年始を除く）</p> <p>午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p>												
交付金活用	○（交付要綱 3(1)エ）												
参考指数	<table> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>新規相談件数</td> <td>1,661 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラン作成件数</td> <td>381 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>就労支援対象者数</td> <td>103 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>就労・増収者数</td> <td>76 件</td> </tr> </table>	令和 6 年度	新規相談件数	1,661 件		プラン作成件数	381 件		就労支援対象者数	103 件		就労・増収者数	76 件
令和 6 年度	新規相談件数	1,661 件											
	プラン作成件数	381 件											
	就労支援対象者数	103 件											
	就労・増収者数	76 件											

(2) 地域づくりに向けた支援事業

※ 「地域づくり」の取組については、当実施計画に計上する事業のほか、支えたり、支えられたりする地域共生社会の実現に向けて福祉はもとより、まちづくりや多世代多文化共生など、多様な分野において既存の取組や新規の取組をそれぞれに推進しています。

番号	1
機能	地域づくりに向けた支援
分野	介護
事業名	地域介護予防活動支援事業 ①介護予防自主グループ支援事業 ②高齢者等地域活動支援ポイント事業
開始年度	①平成 24 年度～ ②平成 26 年 10 月～
所管課	高齢福祉課（①相談支援グループ） （②福祉サービスグループ）
運営形態	①委託（地域包括支援センター〈別表 2〉） ②委託 （〔社福〕宇都宮市社会福祉協議会（ボランティアセンター））
事業目標 及 実施体制	①地域包括支援センターが登録 3 年目までのグループを対象に事業終了後も身近な地域で活発に自主グループ活動を継続するための自立に向けた支援やリーダー育成を行うことで高齢者が地域において自主的に介護予防活動に取り組めるよう支援する。また、自主グループに対して専門職を派遣することで自主グループでの活動内容を充実させる。 ②高齢者等の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを促進するため、「地域貢献活動」（60 歳以上対象）や「健康づくり活動」（65 歳以上対象）に対してポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や市の施設利用券や図書カードなどの活動奨励物品等に交換できる事業を推進する。
交付金活用	○（交付要綱 3(2)ア）
参考指数	①令和 6 年度 支援したグループ数：19 グループ、 支援回数：36 回 ②令和 6 年度 延参加者数：14,481 人

番号	2
機能	地域づくりに向けた支援
分野	介護
事業名	生活支援体制整備事業（第1層協議体関係）
開始年度	平成29年度～
所管課	高齢福祉課（企画グループ）：コーディネート機能
運営形態	直営
事業目標 及 実施体制	本市の「地域包括ケアシステム」の取組の一つである「第1層協議体」を「宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」に設置し、市域全体にまたがる高齢福祉分野の課題について対応策の検討を行う。
交付金活用	○（交付要綱3(2)イ）
参考指数	令和6年度の開催数：1回

番号	3
機能	地域づくりに向けた支援
分野	介護
事業名	生活支援体制整備事業（第2層協議体関係）
開始年度	平成29年度～
所管課	高齢福祉課（企画グループ）：設置支援機能 保健福祉総務課地域共生推進室：運営支援機能
運営形態	直営・委託（地域団体）
事業目標 及 実施体制	本市の「地域包括ケアシステム」の取組の一つである「第2層協議体」を概ね本市の連合自治会単位の圏域に設置し、地域の方が地域の高齢福祉課題の解決や軽減に向けて自分たちでできることを話し合い、活動等につなげる。
交付金活用	○（交付要綱3(2)イ）
参考指数	令和6年度末の設置済地区数：38地区 令和6年度の協議体開催数：301回

番号	4
機能	地域づくりに向けた支援
分野	障がい
事業名	地域活動支援センター事業
開始年度	平成18年度～
所管課	障がい福祉課 (①相談支援グループ) (②自立支援グループ)
運営形態	①委託：8か所（地域活動支援センター（別表5）） ②指定管理：4か所（別表6）
事業目標 及 実施体制	障がいのある方に対し、機能訓練や社会適応訓練等のサービス、生産活動の機会や憩いの場を提供する。
交付金活用	○（交付要綱3(2)ウ）
参考指数	令和6年度実績（地域活動支援センター事業）： ①委託：実利用人数 123人，延利用人数 14,919人 ②指定管理： ・障がい者福祉センター：実利用人数 11人 延利用人数 324人 ・泉が丘ふれあいプラザ：実利用人数 8人 延利用人数 1,092人 ・若草・雀の宮作業所：実利用人数計 30人 延利用人数計 5,796人

番号	5
機能	地域づくりに向けた支援
分野	子ども
事業名	地域子育て支援拠点事業
開始年度	平成7年度～
所管課	保育課（企画グループ・管理グループ）
運営形態	①直営7か所：子育てサロン（中央，石井，西部，竹林，北雀宮，なかよし，ゆずのこ） ②補助5か所：子育てサロン（みずほの，とまつり，とよさとなかよし広場，宝木，やよい）
事業目標 及 実施体制	地域において、遊びや交流の場の提供や、子育て相談及び情報提供を実施するとともに、地域における子育て家庭のニーズを踏まえ、子育て家庭に対する支援の充実を図る。
交付金活用	○（交付要綱3(2)エ）
参考指数	令和6年度 利用者数：延 82,834人 登録者数： 5,181人 相談件数： 6,638件

番号	6
機能	地域づくりに向けた支援
分野	一人暮らし高齢者等
事業名	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業)
開始年度	平成 16 年度～
所管課	高齢福祉課 (相談支援グループ)
運営形態	委託 (地域包括支援センター (別表 2))
事業目標 及 実施体制	高齢化と核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加していることから、全てのひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、地域における見守りと公的な介護福祉サービスを一体的に組み合わせた安否確認を実施する。 (対象者把握のための調査) 一次調査：民生委員 二次調査：地域包括支援センター (対象者決定のための会議) 地域ケア会議 (見守り活動会議)
交付金活用	○ (交付要綱 3 (2)オ)
参考指数	令和 6 年度 支援実施件数：843 回

番号	7
機能	地域づくりに向けた支援
分野	若者自立支援
事業名	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (若者自立支援ステップアップ事業)
開始年度	令和5年度～
所管課	子ども支援課青少年自立支援センター
運営形態	委託（〔一社〕栃木県若年者支援機構）
事業目標 及 実施体制	ひきこもりの長期化は心身の健康を阻害し将来的な生活困窮につながる可能性があることから、ひきこもりの問題が長期化・複雑化する前の早期の段階で青少年に対して就労や自立に向けた日中活動の場を設け、地域の民間団体や事業者など地域資源の活用を図りながら、様々な体験プログラムを実施することで、円滑な自立と社会復帰を目指す。 (対応) 常時2名以上（講師含）で対応するものとし、うち1名は事業責任者、または事業コーディネーターとする。
交付金活用	○（交付要綱3(2)オ）
参考指数	令和6年度 プログラム実施回数：175回／年 プログラム延参加者数：275名

番号	8
機能	地域づくりに向けた支援
分野	—（世代，分野を問わず）
事業名	地域支え合い支援事業
開始年度	令和6年度～
所管課	保健福祉総務課地域共生推進室
運営形態	直営・委託（地域団体）
実施目標 及 実施体制	高齢分野の生活支援体制整備事業における「第2層協議体」の枠組を活かして、地域の子ども分野や障がい分野など、高齢分野以外の福祉課題を話し合う「共生型協議体」について、各地区の意向を伺いながら設置し、設置済地区に対しては「第2層協議体」と同様に運営支援を実施する。
交付金活用	—（市独自事業）
参考指数	令和6年度末の設置済地区数：7地区

番号	9
機能	地域づくりに向けた支援
分野	—（世代，分野を問わず）
事業名	地域支え合い活動事業
開始年度	令和5年度～
所管課	保健福祉総務課・保健福祉総務課地域共生推進室 （社福）宇都宮市社会福祉協議会地域福祉課
運営形態	外部組織（所管課が事務局を担当）
事業目標及び実施体制	<p>地域資源を幅広く把握するとともに，世代や分野を超えて住民同士が交流できる場の整備支援や，参加・交流等の機会を生み出す活動の支援・コーディネートを通じて地域における支え合い活動の活性化を図るもの</p> <p>「宇都宮市支え合い協議会」による取組の実施</p> <p>①「バリアフリー委員会」の運営</p> <p>誰もが安全・安心かつ快適に日常生活を送ることができる「福祉のまち」を実現するため，社会全体で「心のバリアフリー」を推進する共通認識のもと，市民・団体・事業者・行政が協働し啓発活動等を実施する。</p> <p>②「支え合い活動支援委員会」の運営</p> <p>地域共生社会の理念や，地域における支え合い活動（特に企業・団体による支え合い活動）の周知を図るとともに，地域の支え合い活動の推進や支え合いを必要とする人（団体）と人（団体）とのマッチングを支援することで，市民や事業者の意識醸成・行動変容につなげていく。</p>
交付金活用	—（市独自事業）
参考指数	令和6年度 開催回数：総会1回，各委員会延4回

(3) 参加支援事業

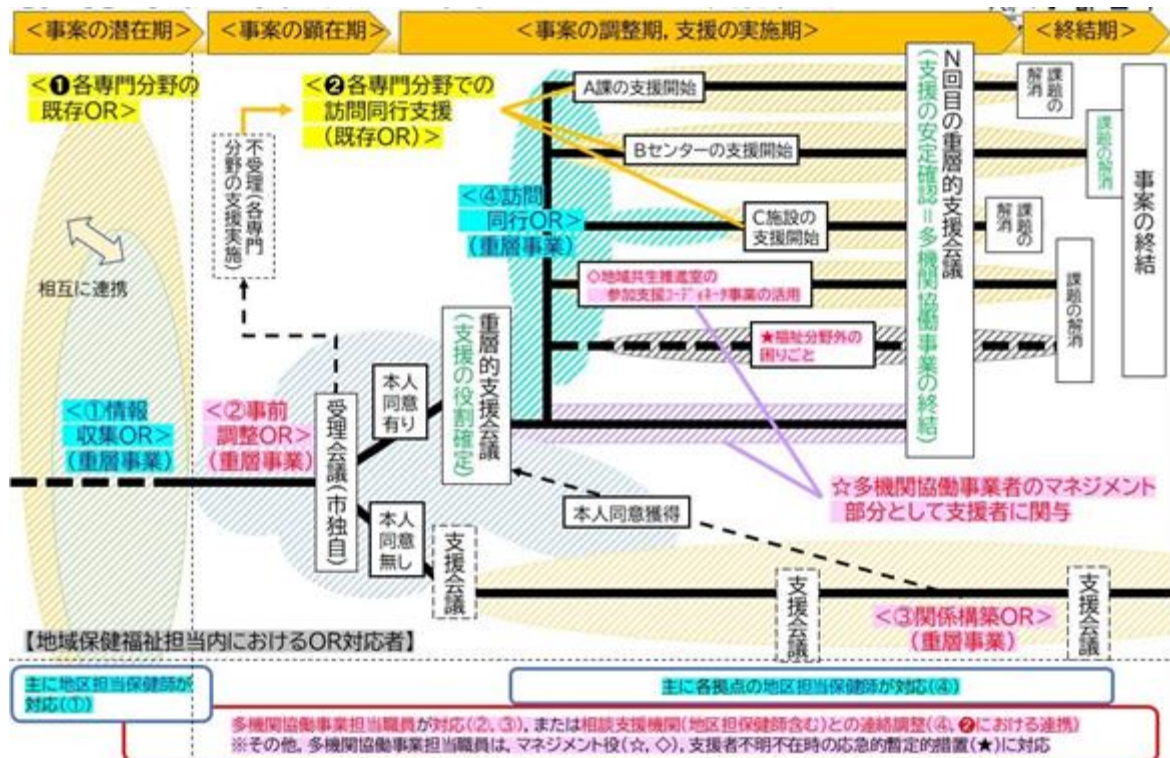
番号	1
機能	参加支援
分野	—（世代，分野を問わず）
事業名	参加支援コーディネート事業
開始年度	令和6年度～
所管課	保健福祉総務課地域共生推進室
運営形態	直営（謝金対応）
事業目標 及 実施体制	<p>(1) 概要 「参加支援プラン」作成や支援提供にノウハウを有する人材（参加支援コーディネーター）に対して，ケースに応じて都度，業務協力を依頼するもの</p> <p>(2) 参加支援コーディネーターについて 社会福祉士または精神保健福祉士 ※ 「とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会」より推薦を受けた当該専門職に依頼</p> <p>(3) 対象者 本市の多機関協働事業者が取り扱うケースで重層的支援会議において「参加支援コーディネーター」の関与が望ましいとされた個人</p> <p>(4) 参加支援コーディネーターの役割 ケースに応じて適宜，下記のメニューを実施</p> <p>①対象者との関係構築 ②対象者の参加支援プランの作成，管理，更新 ③対象者への同行支援 ④対象者へのフォローアップ ⑤対象者の受入協力施設への謝礼</p>
交付金活用	○（交付要綱3(3)）
参考指数	令和6年度 適用ケース数：4ケース

番号	2
機能	参加支援
分野	—（世代，分野を問わず）
事業名	共生の居場所ライトリンク補助金事業
開始年度	令和6年度～
所管課	保健福祉総務課地域共生推進室
運営形態	補助
事業目標 及 実施体制	<p>(1) 概要 地域共生社会の実現に向け，誰もが孤立せず社会とのつながりが持てるよう，社会とのつながりが希薄化しているまたは希薄化する恐れがある人をはじめ，子どもや障がい者，高齢者などの世代や分野に関わらず，誰もが集える居場所を設置し運営する者に対して，居場所づくりに要する費用の一部を助成することにより，居場所の設置及び，利用の促進を図るもの</p> <p>(2) 交付金額 1 団体につき最大 57 万円／年</p>
交付金活用	—（市独自事業）
参考指数	令和6年度 共生の居場所設置数：6 か所

(4) アウトリーチ

番号	1
機能	アウトリーチ等を通じた継続的支援
分野	— (世代, 分野を問わず)
事業名	— (地域保健福祉担当の機能の1つとして実施)
開始年度	令和5年度～
所管課	保健福祉総務課地域保健福祉担当 (別表1) (地区担当保健師, 多機関協働事業担当職員)
運営形態	直営
事業目標 及 実施体制	国の示す「情報収集」や「事前調整」に係るアウトリーチについては主に地区担当保健師が実施し、「重層的支援会議」後に適切な支援機関等につなぐまでの「訪問同行」のアウトリーチや、「支援会議」後の対象者との「関係構築」を図るアウトリーチについては多機関協働事業担当職員が実施する。 ※ アウトリーチの実施にあたり世代や分野は限定しないが, 把握した対象者が65歳以上の場合, 地域包括支援センターとの緊密な連携により対応
交付金活用	○ (交付要綱3(3))
参考指数	令和6年度 実施件数: 113件

<参考: 事案の時系列でみる本市のアウトリーチ等を通じた継続的支援>



番号	2
機能	アウトリーチ等を通じた継続的支援
分野	—（世代，分野を問わず）
事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業費
開始年度	令和5年度～
所管課	高齢福祉課（相談支援グループ）
運営形態	委託（地域包括支援センター（別表2））
事業目標 及 実施体制	地域包括支援センターが把握する地域の実情や，関係機関等とのネットワークの中から潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に発見把握（「情報収集」）するとともに，支援等に関わる本人や家族との「関係構築（事前調整）」や関係機関等との調整のための「自宅訪問」等のアウトリーチを実施する ※ 把握した対象者が65歳未満の場合，地域保健福祉担当との緊密な連携により対応
交付金活用	○（交付要綱3(3)）
参考指数	令和6年度 実施件数：50件

(5) 多機関協働事業及び支援プラン

番号	1
機能	多機関協働事業及び支援プラン
分野	—（世代，分野を問わず）
事業名	—（地域保健福祉担当の機能の1つとして実施）
開始年度	令和5年度～
所管課	保健福祉総務課地域保健福祉担当（別表1） （多機関協働事業担当職員）
運営形態	直営
事業目標 及 実施体制	個人や世帯が抱える複雑化・複合化した問題に適切に対応できるように，課題の解きほぐしや調整を行い，関係機関等の役割などを盛り込んだ支援プランを作成し，多機関協働による支援を提供する。
交付金活用	○（交付要綱3(3)）
参考指数	令和6年度末 受理件数：34件 管理件数：49件（令和5年度から累計） 終結件数：14件（令和5年度から累計）

4 関係機関間の一体的な連携に関する事項

(1) 「重層的支援会議」等について

ア 会議の開催

- ・ 本市の多機関協働事業者（保健福祉総務課地域保健福祉担当に配置する多機関協働事業担当職員）が主催し、事案に応じて必要な関係機関等を招集する。

イ 「重層的支援会議」

- ・ 「重層的支援会議」は、複雑化・複合化した課題があり、単一分野では対応が困難であるなど、本市の「受理会議」において多機関協働事業として取り扱う必要があると判断された事案のうち、本人同意の得られた事案について開催するもの
- ・ 「重層的支援会議」では、本市の多機関協働事業者（保健福祉総務課地域保健福祉担当に配置する多機関協働事業担当職員）が主催し、事案に応じて必要な関係機関等を招集します。「重層的支援会議」では、関係機関等との連携のもと、支援プランを作成し、チームとして必要な支援の提供等を行うもの

ウ 「支援会議」

- ・ 「受理会議」において多機関協働事業として取り扱う必要があると判断された事案のうち、本人の同意が得られていない事案については、社会福祉法第 106 条の 6 に基づく「支援会議」を開催し、関係機関等の情報共有や見守り体制の確認などを話し合うもの

エ その他

- ・ こうした「重層的支援会議」等の実施にあたっては、当実施計画によるほか、「宇都宮市支援会議設置要綱」や、本市の「重層的支援体制整備事業における包括的支援体制ガイドライン」、「多機関協働事業者事務マニュアル」等に基づき適切に対応するもの

(2) 「ワーキングチーム会議」の開催

ア 目的

本市の重層的支援体制整備事業に参加するとともに、運用に係る評価・検証を行い、課題やその対応策について共通認識を図りながら、市内一体的に取り組むことにより当該事業の円滑かつ効果的な推進を図るもの

- ・ 関係部署内での円滑な事業運用と関係部署間の連携を担保
- ・ 事業の効果的な実施に向けた連絡、情報共有の場の確保

イ 所掌事務

- ・ 重層的支援体制整備事業への参加（連携・協力・指示）
- ・ 重層的支援体制整備事業の運用に係る評価・検証
- ・ その他、重層的支援体制整備事業の効果的な実施に係る必要な事項（情報共有など）

ウ 構成メンバー

リーダー：地域共生推進室長 サブリーダー：保健福祉総務課長

メンバー：女性活躍推進課女性相談所，みんなでまちづくり課，生活福祉第1課・第2課，高齢福祉課，障がい福祉課，保健予防課，子ども支援課，同青少年自立支援センター，住宅政策課，学校教育課，教育センターの課長補佐級と所属長が指名する係長または総括・専任級

※課長補佐級→事業への参加，並びに評価・分析を担当
所属長が指名する係長等→事業への参加を担当

エ 事務局

保健福祉総務課地域共生推進室

オ その他

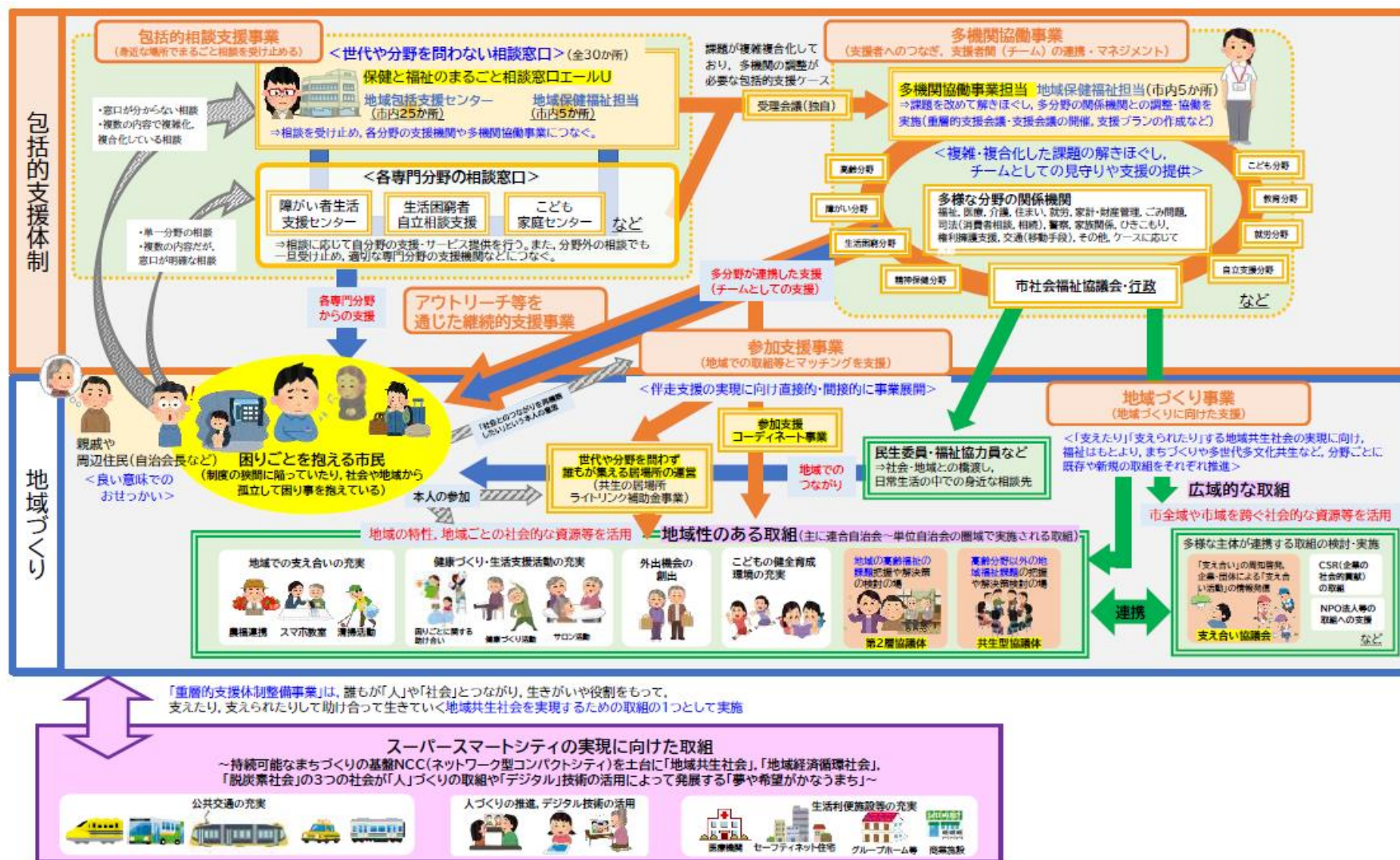
- ・ ワーキングチーム会議は，前年度実績確定後，本市の総合計画実施計画計上前の時期で概ね年1回，開催
- ・ ワーキングチームの構成メンバーについては必要に応じて追加，入れ替えを行うことが可能

(3) 各種研修会の開催

※ 年度ごとのスケジュール等に鑑み、回数・時期等は変更となる場合があります。

主催	研修名	目的	時期
地域共生 推進室	年度当初 研修会	主に庁内関係課や関係性の深い相談支援機関等の新規採用者や転入者等を対象に本市の相談支援体制等の概要や留意事項を学ぶもの	4月中旬
	全体研修 会①	庁内関係課や関係性の深い相談支援機関等の職員に加え、民間のNPO団体などに広く門戸を開き、「多機関連携のコツ」や「狭間の支援の関わり方」など、重層的支援体制全般に係る知見向上を図るもの	8～9月
	全体研修 会②	主に「重層的支援会議」や「支援会議」に関わる関係課・関係機関等を対象に、実際の事例に基づく演習等を通じて課題の解きほぐしや支援提供に係る知見向上を図るもの	12月頃
地域保健 福祉担当 (多機関 協働事業 者)	多機関協 働事業研 修会	多機関協働事業者が、福祉分野はもとより就労や精神保健など福祉分野外の知見向上を図ることで、複雑化、複合化した課題を抱える市民に対し、適切な支援が行えるよう、援助スキルの向上を図るもの	10～11月
	エリア別 研修会	各地域保健福祉担当が所管する市内5ブロックごとに、立地する相談支援機関やエリア担当者を集め、「顔の見える関係性」の深化を目指し、情報共有や事例検討を行うもの	5～10月

(4) 本市事業体制（関係機関間の情報連携等）のイメージ



(別表1) 保健福祉総務課地域保健福祉担当

番号	所属名	所在地	主な設置機能	担当地区名
1	保健福祉総務課 地域保健福祉担 当（中央部）	旭1丁目1-5 （市役所1階A-18 番窓口）	エールU中央部 多機関協働事業 者	中央, 昭和, 東, 西, 西原, 戸祭, 桜, 富士 見, 宮の原, 築 瀬, 城東, 錦, 今泉, 泉が丘, 峰, 御幸, 御幸 ヶ原, 豊郷, 宝 木, 細谷上戸祭
2	保健福祉総務課 地域保健福祉担 当（東部）	下平出町158-1 （平石地区市民セ ンター内）	エールU東部 多機関協働事業 者	平石, 清原, 瑞 穂野, 石井, 陽 東
3	保健福祉総務課 地域保健福祉担 当（西部）	徳次郎町80-2 （富屋地区市民セ ンター内）	エールU西部 多機関協働事業 者	富屋, 城山, 国 本, 篠井
4	保健福祉総務課 地域保健福祉担 当（南部）	西川田町805-1 （姿川地区市民セ ンター内）	エールU南部 多機関協働事業 者	姿川, 横川, 雀 宮, 陽南, 陽 光, 緑ヶ丘, 五 代若松原, 明保
5	保健福祉総務課 地域保健福祉担 当（北部）	中岡本町3221-4 （河内地区市民セ ンター内）	エールU北部 多機関協働事業 者	河内, 上河内

(別表2) 地域包括支援センター

番号	所属名	所在地	主な設置機能	担当地区名
1	地域包括支援センター御本丸	中央1丁目5-12見目ビル	エールU御本丸	中央, 築瀬, 城東
2	地域包括支援センターようなん	陽南4丁目6-34	エールUようなん	陽南, 宮の原, 西原
3	地域包括支援センターきよすみ	星が丘1丁目7-8	エールUきよすみ	昭和, 戸祭
4	地域包括支援センター今泉・陽北	今泉3丁目13-1喜多川マンション1階	エールU今泉・陽北	今泉, 錦, 東
5	地域包括支援センターさくら西	西2丁目1-7	エールUさくら西	桜, 西
6	鬼怒地域包括支援センター	御幸町77森崎ビル	エールU鬼怒	御幸, 御幸ヶ原, 平石
7	地域包括支援センター清原	鑑山町1983	エールU清原	清原
8	地域包括支援センター瑞穂野	上桑島町1476-2	エールU瑞穂野	瑞穂野
9	地域包括支援センター峰・泉が丘	東今泉2丁目1-1	エールU峰・泉が丘	峰, 泉が丘
10	地域包括支援センター石井・陽東	石井町2580-1	エールU石井・陽東	石井, 陽東
11	よこかわ地域包括支援センター	屋板町578-504	エールU横川	横川
12	地域包括支援センター雀宮	南高砂町11-17	エールU雀宮	雀宮(東部)
13	地域包括支援センター雀宮・五代若松原	針ヶ谷町655	エールU雀宮・五代若松原	雀宮(西部), 五代若松原
14	緑が丘・陽光地域包括支援センター	双葉1丁目13-56	エールU緑が丘・陽光	緑が丘, 陽光
15	地域包括支援センター砥上	砥上町54-1	エールU砥上	姿川(北部), 富士見, 明保
16	姿川南部地域包括支援センター	幕田町1456-1	エールU姿川南部	姿川(南部)

番号	所属名	所在地	主な設置機能	担当地区名
17	くにもと地域包括支援センター	宝木本町 2141	エールUくにもと	国本
18	地域包括支援センター細谷・宝木	細谷町 486-7	エールU細谷・宝木	細谷上戸祭, 宝木
19	富屋・篠井地域包括支援センター	徳次郎町 65-8	エールU富屋・篠井	富屋, 篠井
20	城山地域包括支援センター	田野町 666-2	エールU城山	城山
21	地域包括支援センター豊郷	川俣町 900-2	エールU豊郷	豊郷
22	地域包括支援センターかわち	白沢町 771	エールUかわち	河内（古里中学校区）
23	田原地域包括支援センター	上田原町 346-18	エールU田原	河内（田原中学校区）
24	地域包括支援センター奈坪	下岡本町 1987-1	エールU奈坪	河内（河内中学校区）
25	上河内地域包括支援センター	中里町 218-1	エールU上河内	上河内

(別表3) 障がい者相談支援センター

番号	所属名	所在地	主な設置機能	担当地区名
1	(社福) 同愛会	若草4丁目 20-7 セントラル若草 206	障がい者生活支援センターひかり	西部
2	(社福) みゆきの杜	海道町 79	障がい者生活支援センターみゆき	東部
3	(社福) 房香会	桜2丁目 5-30 福田ビル 2F	障がい者生活支援センタークライス	中央部
4	(株) スローライフ	下金井町 587	障がい者生活支援センタースローライフ	北部
5	(社福) すぎの芽会	宝木町 1丁目 40-7	障がい者生活支援センターとみや	南部

(別表4) こども家庭センター

番号	所属名	所在地	主な設置機能	担当地区名
1	子ども支援課 こども家庭センター本部	旭1丁目1-5 (市役所2階))	母子保健機能 児童福祉機能	市内全域
2	こども家庭センター相談窓口 (中央部)	旭1丁目1-5 (市役所1階A-18番窓口)	母子保健機能	中央, 昭和, 東, 西, 西原, 戸祭, 桜, 富士見, 宮の原, 築瀬, 城東, 錦, 今泉, 泉が丘, 峰, 御幸, 御幸ヶ原, 豊郷, 宝木, 細谷上戸祭
3	こども家庭センター相談窓口 (東部)	下平出町158-1 (平石地区市民センター内)	母子保健機能	平石, 清原, 瑞穂野, 石井, 陽東
4	こども家庭センター相談窓口 (西部)	徳次郎町80-2 (富屋地区市民センター内)	母子保健機能	富屋, 城山, 国本, 篠井
5	こども家庭センター相談窓口 (南部)	西川田町805-1 (姿川地区市民センター内)	母子保健機能	姿川, 横川, 雀宮, 陽南, 陽光, 緑ヶ丘, 五代若松原, 明保
6	こども家庭センター相談窓口 (北部)	中岡本町3221-4 (河内地区市民センター内)	母子保健機能	河内, 上河内

(別表5) 地域活動支援センター (民間)

番号	運営法人	所在地	名称
1	(社福) 晃丘会	竹下町 435-159	ひばり
2	(医療) 報徳会	西2丁目 1-7	医療法人報徳会地域活動センターうつのみや
3	(社福) みゆきの杜	海道町 79	地域活動支援センターふれ愛みゆき
4	(特非) 自由空間ポー	岩曾町 1364-6	自由空間ポー
5	(特非) 宇都宮市知的障害者育成会	大曾4丁目 12-10	大曾作業所
6	(特非) 宇都宮市知的障害者育成会	戸祭町 2118	戸祭作業所
7	(特非) 宇都宮市知的障害者育成会	戸祭町 2118	第二戸祭作業所
8	(特非) 宇都宮市知的障害者育成会	雀の宮1丁目 7-11	地域活動支援センターみなみ作業所

(別表6) 地域活動支援センター (指定管理)

番号	運営法人	所在地	名称
1	(社福) 宇都宮市社会福祉協議会	中央1丁目 1-15 総合福祉センター	障がい者福祉センター
2	(社福) 飛山の里福祉会	泉が丘3丁目 17-16	泉が丘ふれあいプラザ
3	(社福) 宇都宮市社会福祉協議会	新富町 15-25	雀の宮作業所
4	(社福) 宇都宮市社会福祉協議会	若草3丁目 12-11	若草作業所